

ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱

(趣旨)

第1条 防災・減災と地域成長の両立を目指す“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組の第2期計画の展開として、今後の人口減少を見据え、推進区域や中心市街地等と新たに整備する産業・文化等の拠点を計画的に連携・補完させることにより持続的成長を可能とする圏域づくりの先導的モデルを構築するため、ふじのくにフロンティア推進エリア（以下「推進エリア」という。）を設置する。

(定義)

第2条 推進エリアとは、革新的技術等を活用して都市的サービスを提供する拠点間相互の連携・補完を図ることにより、地域課題の解決を図る圏域であって、市町の申請に基づき“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組全体構想の実現に必要なと県が判断し認定する圏域をいう。

2 ふじのくにフロンティア新拠点区域（以下「新拠点区域」という。）とは、推進エリア形成にあたって、既存の拠点と連携・補完し合い新たな都市的機能の集積を図る（既存の拠点の拡充を含む。）ための整備を行う拠点とし、字、地番や境界線となる道路等で区切られた一団の連続した範囲とする。

(推進エリアの認定)

第3条 知事は、推進エリアを認定する。

2 推進エリアの認定に関し必要な事項は、別に定める。

(新拠点区域の設定)

第4条 市町は、推進エリア内に新拠点区域を設けることができる。

(支援の特例)

第5条 県は、推進エリアの形成のため、新拠点区域に対して別表に掲げる支援を行うものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月10日から施行する。

別表（第5条関係）

ふじのくにフロンティア新拠点区域への支援の特例

- 1 企業の用地取得に対する補助率及び限度額の引上げ
- 2 市町等が行う工業用地の整備のうち市町が負担する公共施設整備に対する助成
- 3 設備投資等を行う中小企業への貸付に対する利子補給
- 4 事業者が行う豊かな暮らし空間を実現する住宅地整備のうち、市町が補助する公共施設整備に対する助成
- 5 開発地周辺農地の農業基盤整備等への支援